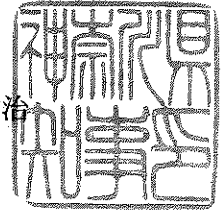


水第2186号
令和5年3月27日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



別紙

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第8号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をすすめる漁業者の人数(人) | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 許可又は起業の認可をすすめる漁業者の資格 | (規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件) | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 | 許可の有効期間 |
|-------|-------------------------|----------|---|---------------|----------------------|---|---------------------|----------------------|
| なまこ漁業 | 8 | 定めなし | 基点 A 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部 B 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角 点の位置 ア Aから 129度 59.6分 16メートルの所 イ Aから 65度 49.6分 65メートルの所 ウ Aから 67度 29.6分 1,162メートルの所 エ Aから 74度 49.6分 1,310メートルの所 | 3月1日から4月30日まで | 横須賀市平成町に漁業根拠地※を有する者 | 1 はだかもぐり、みづぎ漁法、たも網、刺し網（ただし、一枚網に限る。）及び徒手による採捕に限る。 2 船舶の航行を妨げてはならない。 | 令和5年3月31日から同年4月4日まで | 許可をした日から令和7年11月30日まで |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| | | オ A から 154 度 29.6 分 664 メートルの所 カ オとエを結んだ直線上でオか ら 243 メートルの所 キ B から 214 度 07 分 570 メートルの所 ク B から 219 度 18 分 609 メートルの所 ケ B から 199 度 05 分 1,174 メートルの所 コ B から 194 度 52 分 1,362 メートルの所 サ B から 194 度 22 分 1,749 メートルの所 シ 横須賀市大津一丁目三春・大 津護岸の屈曲部天端中央から 護岸上西へ 310 メートルのと ころ ス 北緯 35 度 17 分 4.7 秒 東経 139 度 40 分 44.6 秒の点 セ 北緯 35 度 17 分 4.5 秒 東経 139 度 40 分 46 秒 ソ 北緯 35 度 16 分 51 秒 東経 139 度 40 分 41 秒 タ 北緯 35 度 16 分 51.3 秒 東 経 139 度 40 分 39.5 秒 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| 区域 | アイ、イウ、ウエ及びエオの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにオカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、スセ、セソ、ソタ及びタスの4直線に囲まれた区域のうちの海面を除く。 | | | | | | | | |

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

(参考図)

